

ご 案 内

1 D P C対象病院

当院は、一般病棟（I C U、S C U、急性期一般入院料2）において、包括評価と出来高評価を組み合わせ入院医療費を計算する「D P C対象病院」です。

※令和8年1月現在の医療機関別係数（ 1.4684 ）

内訳：基礎係数(1.0451)＋機能評価係数Ⅰ(0.2949)＋機能評価係数Ⅱ(0.1012)＋救急補正係数(0.0272)

2 当院では、厚生労働大臣の定める施設基準のうち、次の事項について、関東信越厚生局に届出を行っております。

(1) 基本診療料

急性期一般入院料2、救急医療管理加算、診療録管理体制加算3、25対1急性期看護補助体制加算<看護補助者5割以上>（夜間100対1急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算2）看護職員夜間12対1配置加算1、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、栄養サポートチーム加算、後発医薬品使用体制加算1、特定集中治療室管理料5、特定集中治療室遠隔支援加算、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、超急性期脳卒中加算、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料1、地域包括ケア病棟入院料2（看護職員配置加算、看護職員夜間配置加算、看護補助体制充実加算3）、臨床研修病院入院診療加算（協力型）、医師事務作業補助体制加算1（40対1）、医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1）、感染対策向上加算2（連携強化加算、サーベイランス強化加算、抗菌薬適正使用体制加算）患者サポート体制充実加算、病棟薬剤業務実施加算1、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算2のイ、入退院支援加算1（入院時支援加算）、認知症ケア加算1、排尿自立支援加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、医療DX推進体制整備加算1紹介受診重点医療機関入院診療加算、術後疼痛管理チーム加算

(2) 特掲診療料

夜間休日救急搬送医学管理料、救急搬送看護体制加算1、外来リハビリテーション診療料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1、ニコチン依存症管理料、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、ヘッドアップティルト試験、神経学的検査、遺伝学的検査、画像診断管理加算2、C T撮影及びM R I撮影、冠動脈C T撮影加算、心臓M R I撮影加算、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、集団コミュニケーション療法料、脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術、胃瘻造設術（医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術）、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、麻酔管理料（Ⅰ）、クラウン・ブリッジ維持管理料、C A D / C A M冠、植込型心電図検査、癒着性脊髄くも膜炎手術、椎間板内酵素注入療法、在宅療養後方支援病院、硬膜外自家血注入、看護職員処遇改善評価料44、入院ベースアップ評価料93外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、外来排尿自立支援指導料、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）

(3) 手術に関する施設基準

厚生労働省が定める施設基準で分類される手術について、当院で令和6年1月から令和6年12月までの1年間に実施した件数をお知らせいたします。

なお、下記以外の手術実績については、当院の診療科のホームページでご確認ください。

区分1に分類される手術

手術区分名			実施件数
ア	K167	頭蓋内腫瘍摘出術	1
	K169 2	頭蓋内腫瘍摘出術 その他のもの	2
	K177	脳動脈瘤頸部クリッピング術	20

区分2に分類される手術

手術区分名			実施件数
イ	K174	水頭症手術	20
	K174-2	髄液シャント抜去術	1
	K1781	脳血管内手術	19
	K178-2	経皮的脳血管形成術	1

その他の区分に分類される手術

手術区分名			実施件数
ア	K082 1	人工関節置換術（膝）	43

(4) 酸素

3 明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご家族の方が代理で会計を行う場合にその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

4 当院では、厚生労働大臣の定める保険外併用療養費のうち、次の事項について、関東信越厚生局に届出を行っております。

(1) 特別の療養環境の提供（特別室）について

特別室（有料個室）の料金については、次のとおりとなっております。

区分	病床数	病棟及び病室	1日当たりの金額（消費税込み）
一人室	A	2	5 東502号室、5 西502号室
			22,000円
	B	17	3 東308号室、309号室、310号室、311号室
			3 西306号室、308号室、310号室
			4 東408号室、410号室
			4 西406号室、409号室、412号室、413号室
			5 東507号室、509号室
			5 西506号室、509号室
			16,500円

5 「特別の料金」（選定療養費）について

(1) 当院では、初診の患者さんには、原則、紹介状をご持参いただいております。

このため、当院では、紹介状を持たずに外来受診した患者さん等から、一部負担金（3割負担等）とは別に「特別の料金」を徴収しています。

この度、神奈川県から「紹介受診重点医療機関」に指定されたことにより、令和6年4月1日から「特別の料金」の額は国が定めた基準額に変更となりました。

◆初診時選定療養費「7,700円（税込）」 ◆再診時選定療養費「3,300円（税込）」

※「救急患者」「国の公費負担医療制度の受給対象者」などの場合は、この限りではありません。

(2) 令和6年度診療報酬改定に伴ない、10月1日から患者さんが後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を希望し処方した場合、患者さんに保険診療の自己負担額に加え長期収載品と後発医薬品の差額4分の1に相当する金額（消費税別）を選定療養費としてご負担いただく制度が始まりました。

※医師が医療上の必要があると認める場合は除きます。

6 入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養の実施について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時に（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

なお、入院時食事療養費の自己負担額は次のとおりとなっております。

一般の方	1食につき 510円
一般の方（指定難病患者等に該当される方）	1食につき 300円
住民税非課税世帯の方	1食につき 240円
住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食につき 190円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢者	1食につき 110円